



発行 H19年3月7日
 発行者 広島市議会議員
 くわに 恭子
 事務所 〒731-5153
 佐伯区河内南2-30-2
 TEL929-2930 FAX929-2928
 OPEN 9:00~12:00
 15:00~18:00

通信

議員になって46か月 4年間の任期ですが 最後の議会を終えました。

皆様お元気ですか。いつも「くわに恭子通信」を読んでいただきましてありがとうございます。

先日、2月定例議会(1/29~3/1)が終了いたしました。修正もあり、否決をするような議案はありませんでした。広島市議会の政務調査費が生活費に流用されている事案が監査で明らかになり常識の無い議員の実態が報道されました。当然、指摘された会派は即座に返還いたしました。最終日に全ての領収書を公開する議案が提出されました。賛成の議員は20人程度。否決となりました。4年間で約10億円の膨大な政務調査費。この公金の透明化を求める議案は、どの会派も提案しても否決されるべきです。



税金でスーツも靴もクリーニング代、マイカー購入に車検代も…!

くわに恭子のホームページに監査報告を掲載しています

現実には、408万円分の領収書があればOK 事務所の領収書があった議員は26人

政務調査費は、広島市の場合昭和48年2万円の市政調査研究費として始まりました。それ以前はゼロです。その後、徐々に金額が上乗せされ、平成4年から現在と同額の34万円となっています。当時は条例で定められたものではなく平成11年ごろから使途についての議論が起こり、平成13年条例化されました。法の根拠は違っても公金であることに変わりなく

* 議員にかかる費用について

議員報酬は86万円/月、ボーナスは480万円/年
 年間408万円の税金を政務調査費として受け取っています。
 今回この政務調査費の事務所費で不適切な使途が発覚!
 さらに会議に出席する度に¥11000 (費用弁償約63万円/年)
 が支給されます

議会は政務調査費については、H17年12月に人件費、事務所費を除く1件5万円以上の支出について領収書の添付することから開始することとしていました。**しかし**

まさかこのような政務調査費の実態があると普通の議員は思わなかった。議会最終日に政務調査費の全面公開を求める条例案が出されました。

最終日に出された議案
 ・政務調査費の全面公開の議案
 ・費用弁償の廃止の議案
 ・政務調査費制度確立の決議

否決 否決 可決

政務調査費408万円のうちの事務所費について、住民監査請求がH18年12月18日に出されました。議員の名簿を見ると事務所を開設していないと思われる議員が多数いるのに、多額の事務所費が計上してある会派があるのを不審に思われたからです。

事務所費の使途基準は、会派の行なう調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用となっています。

その他に研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費・広聴費・人件費・その他の経費の項目があり、使途基準は細かくありません。

平成17年度の政務調査費と事務所費は下表(万円)

会派/人数	政調費総額	事務所費	1人当り
* 公明党/8人	3246	1770	221
新政/6~12人	3332	301	50
自民党/6人	2448	587	98
政友/6人(8ヵ月)	1632	364	61
社民党/5人	2038	110	22
共産党/5人	2036	957	191
改革/5人	2257	337	67
新自民/5人	2037	118	24
70年代/4人	1632	205	51
* 市民民主/4人	1632	513	128
うい21/2人	714	77	38
* 地域/21/1人	408	104	
無党派/1人	340	124	
無所属/1人	407	35	
新風広島/1人	408	33	



くわに恭子の事務所費は 931,529円

私はこの議案も賛成しました。次議案については、とても賛成できるような内容ではなかったのです。先に条例案が否決されてしまったので、改善のための足取りを残すため賛成しました。
 否決になった理由は、
 ① 市民は透明化と明確化を求めている。全面公開はそのどちらか一方のみの解決なので反対
 ② お手出しと言われている費用弁償と合わせて第三者機関で基準などを審議するべきと提案するというのも反対の理由でした。
 基準がどうなるかわからない。洋服代やクリーニング代、全て生活費... マイカー購入100万円の領収書などという理由で政務調査費に入らぬもの。公金に対する常識というものを感ぜられたい。

もはや、一部の会派の問題ではなく、60人の議員が皆、同じような使い方をしているのだと市民は思っている。その中に議員は案外気がついていない。いつも心よく共産党から出されて議案は否決の道にたどるのに、この選択がどれほど市民を怒らせているのか議員は知らない

上の表からも解るように、1人当りの事務所費には大きな差があります。今回の監査の調査で、家賃として領収書が出されている議員は26人、領収書どおり事務所も一応あったとのこと、さらに事務所費の中身を見ると*印の会派からは洋服代、靴代、めがね代、車購入費、車検代の領収書が提出されていることが明らかになった。

裏につづく

それがこの責任を取るのか?

監査

政務調査費が違法不当に支払われていたため、市長に対し監査が決めた返還金額をH18年度末までに返還すること

会派

平成19年2/16に監査より指摘され、2/19指摘された金額を全額返還

市長

広島市長は、勧告を受け、措置状況を期限までに監査に報告、監査は措置状況を市民に公表しなければならない

市民の声

監査の一連の流れは措置状況を報告して終了です。違法・不当と指摘された金額は返還すれば問題ないとの、監査の意見でした。

議員は返還すればいいのか市の職員が公金を違法に使えばどうなると思っているのか

万引きして、ごめんなさいと言って商品を返せばそれでいいのか? 一般では許されない! 有罪です 17年度の事務所費だけでこの金額さらにさかのぼって監査してほしい

即、公開しなければならない「議員の政務調査費」

基準を作らなければならないという決議ですが、基準作りは口で言うほど簡単な作業ではありません。まず全面公開です。公開して政務調査に必要と説明できれば、それは真正な政務調査費です。

即、廃止しなければならない「議員の費用弁償」

そもそも必要かどうか議論しなければならないのがこの費用弁償です。もともと議員は無償のボランティアにこの日当交通費です。政務調査費、報酬が支給されるようになって、依然として制度です。給与の2重取りと言われても仕方ありません。以前から気になっていたのが、受け取らない議員は返すという法務局への委託する方法もありました。が、これについても公取選挙法に違反する可能性のあるとの議会事務局の説明でした。他都市には委託している議員もおり、廃止している都市(下関市・堺市)もあり、違反に陥らないよう議会として条例改正を行ないます。ちなみに広島市の支給総額は政令市で1億高額です。

この4年間の目標として、公開・廃止に取り組んでまいります。広島市の監査も事務所費の一部と調査した上で、386万円の返還金が出ています。疑いのあるものから市民からの請求はなくても全額調査してほしい。



本当に職員の遅刻は減っているのかな…?

市長の、「私が就任した当時は、職員の15%が遅刻していた」の言葉に驚いて、職員の勤務管理について何度も質問・・・現在の遅刻者は指導のおかげで0人に近いと人事は繰り返す

遅刻調査は事前に告知…

勤務は職員の基本、決められた時間に職場にこれないでどうやって、次々に起こる不祥事が防げるのか・・・本当に遅刻者は減ってきているのか、私の調査とあまりにかけ離れた遅刻者数。いったいどのような調査が行なわれているのか細かく聞くと、また給与を減額したことはない・・・など

- ① 調査は年に2回、H18年6/5~6/9までと11/27~12/16月が5日間で10人、12月は15人、一般質問での答弁どおり遅刻者は6月が全体の0.1%、12月が全体の0.2%・・・?
- ② 6月の調査は事前に調査を告知、12月は告知はしていないしかし、調査初日が解らないだけで、その後は解ってしまう
- ③ 調査時間は8:30~8:45まで、それ以降は調査の対象としないこの15分間に玄関に入った職員が遅刻者となる
* 遅刻の定義...8:30始業時、職場で就業できる状態にない

予算特別委員会で質問するので再度、調査

平成19年2月14日水曜日・・・この日は雨だった・・・調査は8:25~8:45に西玄関を入った職員と思われる人をカウント、(小走り、通勤ルック、顔のわかる職員)

from	to	人数
8:25 ~	8:29	236人
8:29 ~	8:30	31人
8:30 ~	8:31	21人
8:31 ~	8:32	7人
8:32 ~	8:33	13人
8:33 ~	8:34	4人
8:34 ~	8:35	10人
8:35 ~	8:36	6人
8:36 ~	8:37	14人
8:37 ~	8:38	16人
8:38 ~	8:39	9人
8:39 ~	8:40	6人
8:40 ~	8:41	6人
8:41 ~	8:42	8人
8:42 ~	8:43	3人
8:43 ~	8:44	8人
8:44 ~	8:45	3人
合計		172人

「遅刻?」と聞かれても「遅刻していません」と言っている人が多かった。
33分すぎ、このあたりから人は減る...
電車に乗ったのちと遅刻者が増える

いくら私も職員と嘱託職員の区別がつかないとしても、この日の遅刻者数は2~3人とはとしか言えないと思う。そしてこの172人のうち有給休暇と全休前に取得していると思えない。真面目に早業している職員もいる。
本当に7台半人数で仕事していたら遅刻なんて出来ず、職員が多すぎるからだろう。私は断片のみ見えないと言われれば、管理は、お任せします...

国が7月に廃止した有給の休憩時間について広島市は廃止をしない検討すると言いつつ、何もしていない

公務員には無給の休憩時間と有給の休憩時間がある広島市の場合、有給の休憩時間は、1日30分昼休憩と勤務終了後にそれぞれ15分。食事をしているも給料が支給される。こんな制度は民間にはない。

昼休みとは、本来12:15~のはず、人事の言い分は「庁舎内で食事をするのは、良しとしている。外に食事に行く場合は15分以降」

- ① 実態はどうか、調査しているのか?
A 最近の調査はない、H14年11/18に行なった調査は、179人が外に食事に出ている。現在は激減しているはず・・・
- ② 廃止についての検討状況は、廃止はいつか?
A 他都市の状況を見て、遅れないように検討していく。

総務省が各自治体に廃止するように通知して既に7年、広島市ではほとんど何も検討していないのが実態。H19.4.1から廃止を始めている政令市は6都市(堺市・千葉市・川崎市・石川県・横浜市・福井市)それに遅れながら、解りにくい休憩時間と有給の休憩時間に一本化している。勤務終了時間延長したばかりの「広島市の職員は7時間半労働」とこの場合、現在の報酬の対比と市民に説明が出来ると思える。

養護学校の高校生が総合学習で議会見学



本会議場で一番左に座席に行くと市長の席。彼らからえびで質問に「クラウド化して下さい」と...素朴な質問に課長は「広島市の努力が足りていないから...」

くわた菓子出発式のご案内「是素、来てください」

平成19年3月30日(金)
9:30~10:00
くわた菓子事務所
佐伯区河内南2-30-2 電話 929-2930